

令和 5 年 2 月 27 日 議会運営委員会 議事録  
9 時 30 分 開会

○出席委員 ( 6 人 )

委員長 山崎 年一

副委員長 北地 範久

委員 藤川 和弘、小田上 尚典、児玉 朋也、日域 究

議長 賀屋 幸治

副議長 網谷 芳孝

○欠席委員 なし

○山崎委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会します。

市長に出席をいただいておりますので、御挨拶をお願いします。

市長。

○入山市長 議会運営委員会開催ありがとうございます。よろしくお願いを申し上げます。

○山崎委員長 それでは、議事日程にしたがいまして議事を進めてまいりたいと思います。

日程 1、議案の取り扱いについてを議題といたします。

執行部から、議案（その 2）概要について説明をお願いいたします。

総務部長。

○佐伯総務部長 おはようございます。

それでは、議案の御説明の前に、先日前配りしておりました議案の提案理由の一部及び議案の概要の一部に誤りがございました。詳細につきましては、正誤表及び修正後の議案の概要をサイドブックに掲載をしておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

議員の皆様には、御迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。

それでは、追加で提出させていただきます議案 1 件について、議案の概要（その 2）に沿って御説明いたします。

議案第 37 号権利の放棄についてでございます。

内容ですが、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、権利の放棄について市議会の議決を求めるものでございます。1 の要旨でございますが、市が保有する債権の債務者が死亡し、その債務に関する相続人がいないため、当該債務者に係る債権を放棄しようとするものでございます。

2 の内容でございますが、（1）の権利放棄の内容は、国民健康保険医療費に係る保険給付でございます。ここで経緯について簡単に御説明をいたします。平成 29 年 5 月に市内の交差点で青信号の横断歩道を歩行していた国保被保険者である女性が、普通乗用自動車に衝突される交通事故が発生いたしました。当該事故により負傷した女性の治療に係る医療費は、保険給付されていますが、本来は原因者である加害側が負担すべきであり、相手方に損害賠償請求していたものの応じていただけませんでした。以上の経緯から、令和元

年12月市議会定例会に訴えの提起の議案を提出し議決をいただいたところでございます。議決後に広島地方裁判所に訴状を提出し、令和2年6月26日に市の訴えを認める旨の判決が確定しております。その後も相手方に損害賠償請求したり、債券差し押さえ命令を行うための調査などを行ってまいりましたが、令和3年11月に相手方の男性が亡くなっていることが判明いたしました。そこで、相続人を調査したところ唯一、妹さんがおられました。が、今月相続放棄の手続をされたことで、相手方の債務に関する相続人がいない状態になりましたので、このたびの議案提出となったものでございます。

議案の概要に戻っていただきまして、(2)の権利放棄する金額は、299万4,422円及びこれに対する平成30年4月19日から支払い済みまでの年5分の割合による金員でございます。

(3)の権利放棄の理由は、先ほどの繰り返しになりますが、債務者が死亡し、その債務に関する相続人がいないためでございます。

説明は、以上でございます。議案の取り扱いについてよろしくお願い申し上げます。

○山崎委員長 ただいま執行部から議案の説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 それでは、取り扱いについて事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○三上議会事務局長 議案の取り扱いについて、事務局案を御説明申し上げます。

議案第37号でございますが、後ほど開かれます本会議において上程後、提案理由の説明を受けまして、生活環境委員会へ付託と考えております。

以上でございます。

○山崎委員長 ただいま事務局から議案の取り扱いの説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 質疑がないようでございますので、本件の取り扱いについて事務局案のとおり決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。

以上で、議会運営委員会を閉会いたします。

9時35分 閉会